

(局長) 次長 係長 供覧 主査
 (先) (和史) (和史) (和史) (和史)
 別様式第4号(第4条)

呼称使用等届出書

2018年7月6日

米子市議会事務局長 様

(届出者) 米子市議会議員

遠藤 透

議会活動における呼称の使用について、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出の事由 使用 変更 使用の取りやめ

2 呼称名

一院クラブ

議起第369号-2

受付
 議収第369号-1
 30.7.-1
 議会事務局

政務活動費支出処理票			
会派(議員)名:一院クラブ			
支出年度	令和4年度年度		
費目	<input type="checkbox"/> 調査研究費	<input type="checkbox"/> 研修費	<input checked="" type="checkbox"/> 広報費
	<input type="checkbox"/> 広聴費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/> 会議費
	<input type="checkbox"/> 資料作成費	<input type="checkbox"/> 資料購入費	<input type="checkbox"/> 人件費
支出金額		20,984 円	
支出内容	数量	単価	金額
リーフレット郵送料			20,984
備考			

※感熱紙のレシート等、劣化により記載内容が見えにくくなるおそれがある領収書は、写しもあわせて貼り付ける。

【領収書等貼付欄】 ※この欄の大きさを超える領収書等は、別途添付する。

(写)

領収書
一院クラブ 様

[別納引受]
区内特別基 (定)
073 284通 ¥20,732

小計 ¥20,732

第一種定形
084 3通 ¥252

小計 ¥252

郵便物引受合計通数 287通
課税計 (10%) ¥20,984
(内消費税等 ¥1,907)
非課税計 ¥0

合計 ¥20,984
お預り金額 ¥21,000
おつり ¥16

領収書
一院クラブ 様

[別納引受]
区内特別基 (定)
073 284通 ¥20,732

小計 ¥20,732

第一種定形
084 3通 ¥252

小計 ¥252

郵便物引受合計通数 287通
課税計 (10%) ¥20,984
(内消費税等 ¥1,907)
非課税計 ¥0

合計 ¥20,984
お預り金額 ¥21,000
おつり ¥16



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2022年 4月 1日 15:05
発行No. 220401A3794 端N75箱70
連絡先: 米子郵便局
TEL:0570-943-754



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時: 2022年 4月 1日 15:05
発行No. 220401A3794 端N75箱70
連絡先: 米子郵便局
TEL:0570-943-754

政務活動費支出処理票			
会派(議員)名:一院クラブ			
支出年度	令和4年度年度		
費目	<input type="checkbox"/> 調査研究費	<input type="checkbox"/> 研修費	<input checked="" type="checkbox"/> 広報費
	<input type="checkbox"/> 広聴費	<input type="checkbox"/> 要請・陳情活動費	<input type="checkbox"/> 会議費
	<input type="checkbox"/> 資料作成費	<input type="checkbox"/> 資料購入費	<input type="checkbox"/> 人件費
支出金額		91,516 円	
支出内容		数量	単価
リーフレット 市民と市議			91,516
備考	100,000円のうち91,516円を政務活動費から支出		

※感熱紙のレシート等、劣化により記載内容が見えにくくなるおそれがある領収書は、写しもあわせて貼り付ける。

【領収書等貼付欄】 ※この欄の大きさを超える領収書等は、別途添付する。

2908

領 収 証


一院クラブ 殿

令和 4年 4月 26日

金額 ¥ 100000


但し 市民と議会 折込料
上記金額正に領収いたしました

入金 明細	現金	0
	小切手	
	手形	



(有)岡本美術印刷

鳥取県米子市岡三 2378-5 / TEL (0859) 33-5801



係 印

請求明細書

納品日：令和 4年 4月15日 伝票No. 145557

企画・印刷
岡本製本印刷
 〒663-0853 唐原町 岡本製本印刷株式会社 TEL0655-33-5661 FAX0655-33-5603

一院クラブ 御中
 TEL: 111111

担当: [Redacted]

区分	商 品 名	数 量	単 位	税 率	単 価	金 額	備 考
売上	リーフレット 市民と議会 2022/4 A3-4×4C 2折 (03)	12,000	枚	10.0%		100,000	
	折込料/朝日・毎日・読売・産経 (25)	11,700	枚	10.0%			
*	【税率別内訳】			10.0%	[小計(税抜)]	90,910	[合計金額]
				合計		9,090	100,000
摘要						合計	100,000

担当

【振込先】 [Redacted] / [Redacted]

伊木市政を検証&市政の歪みを斬る！

～過大投資～法令無視～民業優先～市民転嫁～

市庁舎借地料

令和3年度契約額 6,615 万円

不動産鑑定評価 5,817 万円を 798 万円増の過払い。公序良俗に反す。

借地料の累計支払総額 32 億円(令和2年度まで)。契約満期、令和21年までの借地料の概算支払額 11 億 8,000 万円。

米子駅南北自由通路事業

膨らむ事業費、76 億 6,000 万円

基本設計概算事業費 62 億円を 123%増嵩。「JR 赤字」の「御もて成し予算」1 億 8,000 万円を献上。

事業の「投資効果」、的外れ。・JR 支社機能の離散。

- ・街の顔・新駅ビル 4 階を 2 階建てに縮小。
- ・駅の乗客昇降者数(日)7,070 人(令1)、減少傾向。

フレイル事業の民間委託(令3)

家賃補助、6,300 万円(×10 年間)

- ・コロンブス社(白鳳の里) 534 万円(年)
- ・中海テレビ(chukai コムコムスクエア) 管理委託費・会場使用料 90 万円(年)
- ・中海テレビ・広告料(CM)、190 万円(年)

公共の公民館を敬遠し、民間施設の利用は、経費の過大投資と民業への便宜供与だ。公共施設を活用すれば、家賃補助は不用。借家賃は、借地料と同類の経費垂れ流しだ。

湊山球場敷地&「国史跡指定」

旧米子城・「昔の風呂焚き」の去来

球場敷地の「医大キャンパスに提供を」の市民要望を反故。先々に「桜並木」のキャンパス提供は、「昔、城を風呂焚きにした。」の語りと同根。「桜並木」の代替地の財政負担は重い。

美保基地に戦闘部隊編成

空中給油機 6 機配備

基地の戦力転換。教育訓練飛行隊の浜松基地移転。編成機種に空中給油機 6 機、C-U 輸送機 10 機、大型ヘリ(陸自)2 機を配置。空中給油機の配備は米軍との一体行動。市と防衛庁の交わした、「美保基地をジェット戦闘基地化しない」の協定(昭46.10)の危機。

「敵基地攻撃能力」を強める、自・公政権！

市・県共同の糶町新庁舎建設

10 年間、6.5 億円・ムダ遣い

市事務の都市整備部 6 課を、市役所から追い出す窓口の分散と、緊急性の無い県事務の県税事務所を市役所に編入。市・県共同の「PFI 手法」に付度。

癒しの公園施設に(弓ヶ浜公園)

民業のバーベキュー事業を導入

市と民業一体のバーベキュー事業は、公園法違反。児童・生徒の課外活動に不快感。焼き肉・酒の臭気は、休憩施設利用者に支障。市民の癒しの公園利用より、民業利益を優先。

民間業者に不法な占用許可交付

不当利得の徴収

5 年間 100 万円(年 20 万円)

赤道・青道(里道)の利用許可に、条例の禁止行為を逸脱し、民業の駐車場設置の利用許可を交付。賃賃料を徴収。

市営住宅の大量削減、

セーフティーネットを潰す

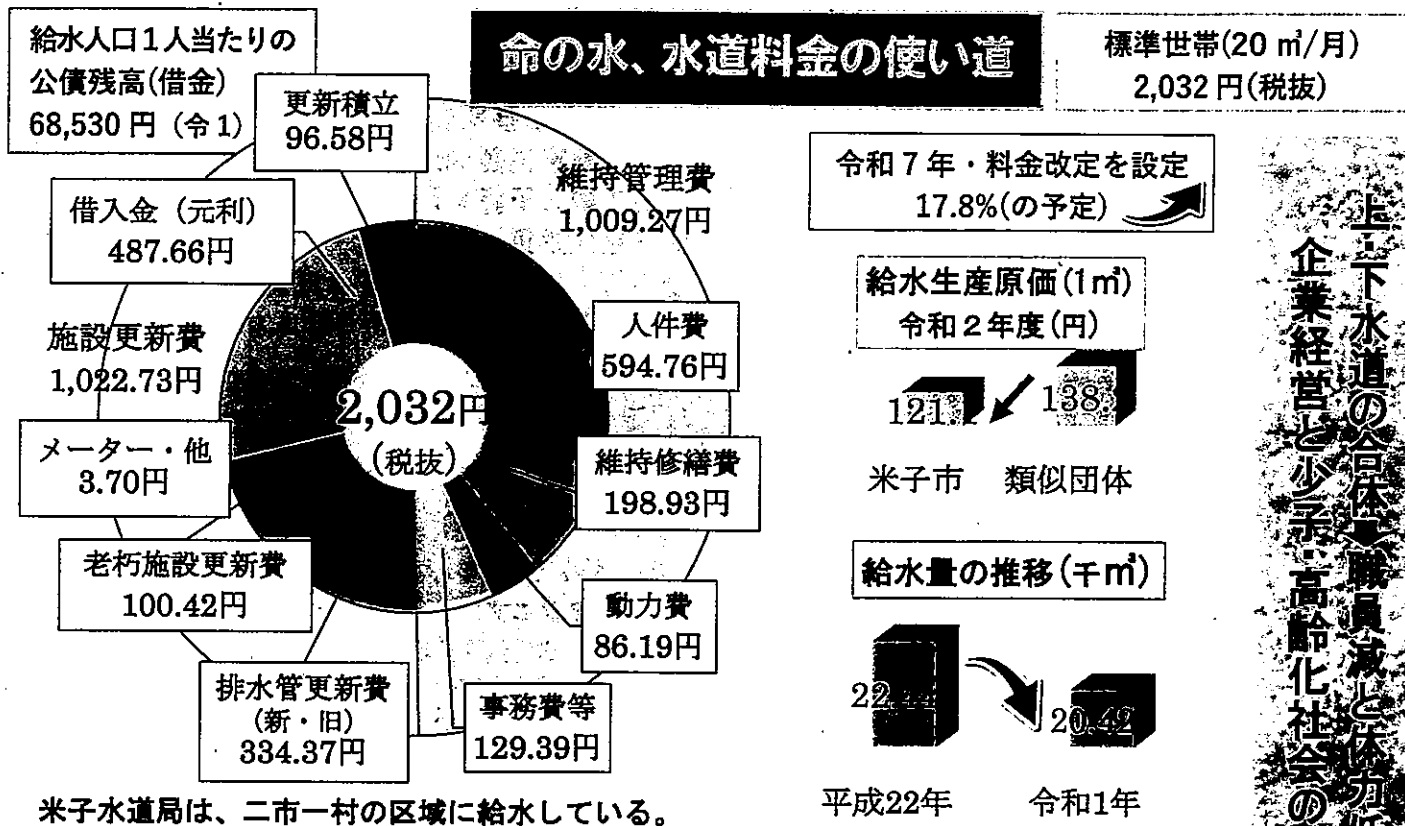
現総戸数 1,506 戸を 413 戸減す

通常の修繕義務を放置したまま、公共施設の管理財源確保と引換えに総戸数を削減。住戸数の削減は、家賃の減収に比例し住宅原資を逼迫し、弱者の切り捨てにつながる。

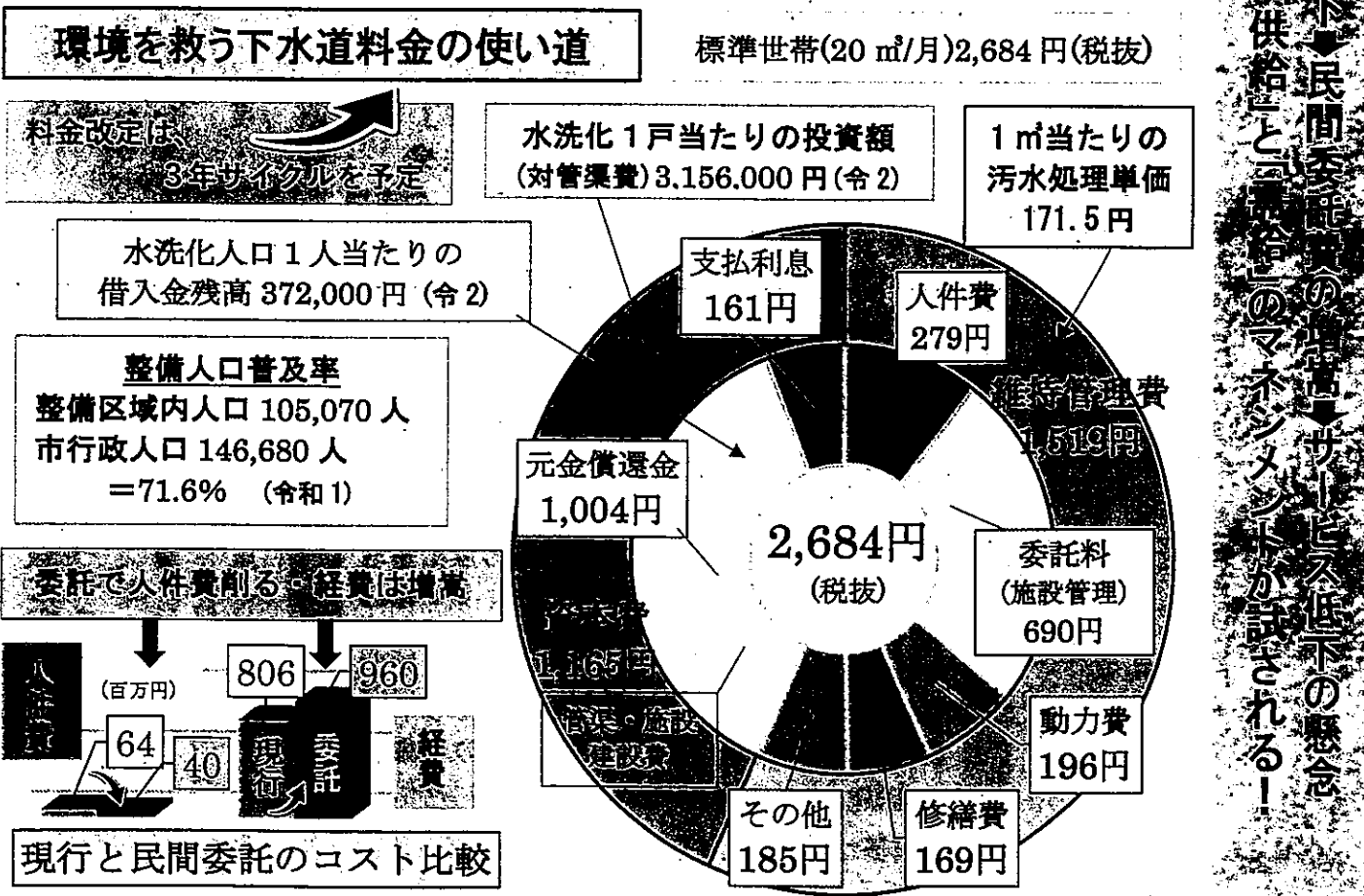
* 「市民と議会」の製作費に政務活動費を活用しています。

料金の支払いは義務です/事業のチェックは権利です

～命の水・水道料金&環境を救う下水道料金～



上下水道の合併・職員減と体力低下・民間委託費の増大・サービス低下の懸念
 企業経営と少子高齢化社会の「供給」と「供給」のマネジメントが試される！



市本庁舎の用地交渉/買取り・進展無し!

契約満期の対応/移転のタイミング、令和11年4月

「売る」「売らない」

返答の時期、「難しい」

市は、用地買取りの可・否を、3月末(令和3年)と期限を定めた。しかし、コロナ禍の影響も重なり地権者の都合で結論を先送りした。その後、数回の交渉も、「地権者」から市に「売ります」という返答の確約を得るに至っていない。市長は、現状の交渉で「地権者」に、可・否の時期を求めることは「難しい」との判断だ。(十二月議会)

庁舎の「大規模改修事業」

築後45年経て・35億円

「庁舎は、現在地がベスト」という選択肢に、築後45年を経て庁舎施設の大規模改修事業、35億円の投資経費が絡む。市長の、「借地に、大規模改修工事はすべきでない。」との姿勢は、用地買取りのタイムリミットを、令和9年頃を想定することになる。

建設候補地の選定(移転)

令和11年4月・必要

市長は、用地交渉が不調の場合を想定し、(令17・3)契約満期を逆算し、新庁舎移転のタイミングを、令和11年4月までに、建設候補地の選定を終える必要があると「庁舎再編ビジョン」に示す。

どちらが永く持つ&耐久性の比較

築後40年経て・現庁舎を選ぶ!

- ・大規模修繕工事 35億円と土地代
- ・向こう40年~50年の耐久性(不安)
- ☆まちづくりのポテンシャルが低い。

移転し・新庁舎建設を選ぶ!

- ・新庁舎建設事業費 60億~70億円
- ・向こう70年~80年の耐久性(安定)
- ☆開発拠点のポテンシャルが高い。

借地料に使った税金・39億6,000万円

- ・借地権取得費、4億8,000万円(昭和48年)
市土地公社の迂回融資、完済額7億円超
- ・更新料、1億2,000万円(昭和54年)
木造建築 → 鉄筋建築(6階建)移行
- ・借地料、31億4,000万円(昭和50年~令和2年の46年間に支払った税金)

交渉成立後に使う税金・35億+X億円

- ・用地代、(6億~9億円)
- ・借地料、(取得期限×年 6,600万円)
- ・大規模修繕工事費、35億円(概算)

移転リスクを誇張

原状回復・10億~15億円

市長は、用地取得が不調に終わり、移転の場合の原状回復に触れ、地下埋設の「地中杭」の除去事業費が10億~15億円要ると言及。「地中杭」除去の事業費に言及した意図は、「庁舎移転は、リスクが高つく。」を理由に、現在地に固執する印象操作にもとれる。「地中杭」は、土地活用の上で必要な資材、除去より残す方が地権者には有利となる。交渉の苦渋から、「移転リスク」の誇張は、交渉の責任回避にも映る。(十二月議会)

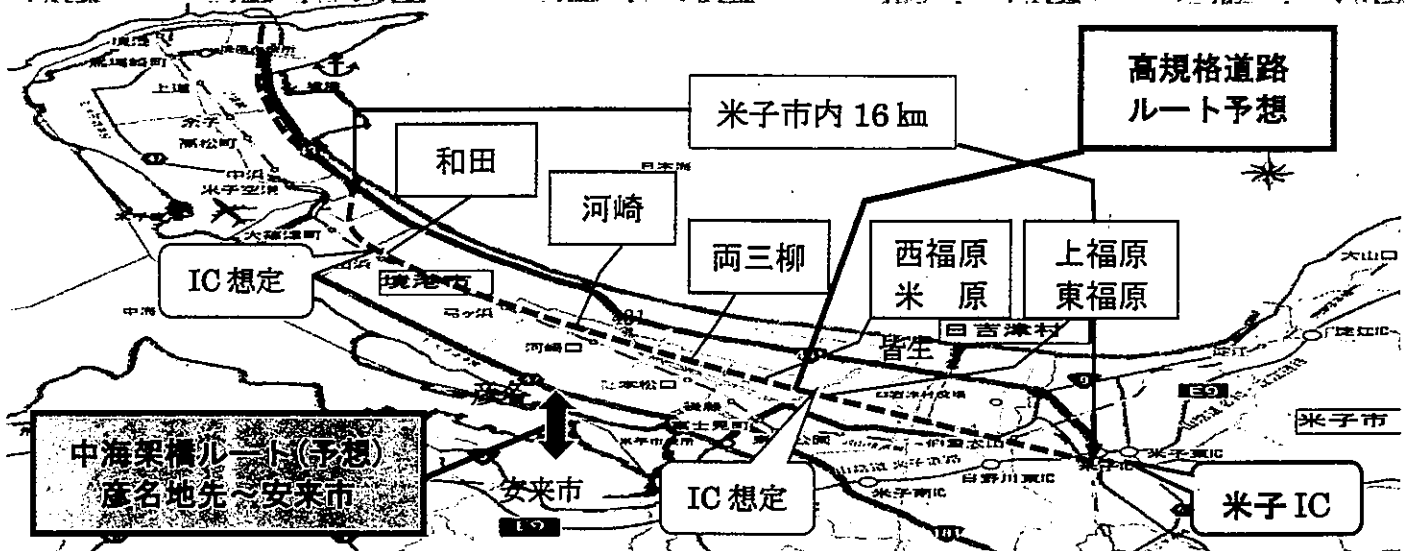
巷に、雀のさえずり

A君「君なら土地を売るか?」 B君「俺は、売らないよ。」 A君「なぜ、売らないのか?」 B君「土地を売ったら譲渡税。土地を相続したら相続税。二重の税で、資産が消えちゃうよ!!」・・・土地持ちは、辛いね。(令和の寅さん)

「庁舎特別委員会」審議ストップ
議会の多数会派の横槍で会議開けず

将来へ希望の道&選ぶのは市民です!

～米子-境港間のハイパスか or 米子-安来間の中海架橋か～



米子彦名～安来間中海架橋(予想)
 中海を跨ぐ米子市、境港市、安来市の地域連携は、経済と定住の安定性を高める。

米子～境港間の高規格道路(予想)
 境港～米子IC間の渋滞解消を図っても、米子市の地域経済(観光・商業)への効果は薄い。

[ルート予想の選択]

- 1、内浜県道の彦名地先と安来 IC の間を最短で「中海架橋」と連結。
- 2、「米子 IC」と「安来 IC」の間は、4車線化の工事が進行中。高速化が進む。
- 3、概算事業費、360 億円。全長=2,800m

[観光資源と効果]

- ☆海面に浮かぶ「ランプ灯の架橋」は、ロマンと心の癒しを抱かせる。
- ☆海面中心から米子城跡、大山の眺望は、人的交流を増やす誘客資源化となる。
- ☆「ルート」周辺の土地の活性化に効果。

住民の生命・財産を守る人は、誰か

[ルート予想の選択]

- 1、国道 431 の「高架論」は、工事中の超渋滞化に嵌る。商業活動に大打撃、無謀。
- 2、中国電力の高圧線ルートの北側の位置。
- 3、「ルート予想」は、国道 431 と中電高圧線下の間。住宅街の影響は避けられない。

[巨額な投資と市税の減収]

- *米子 IC—境港間の運転時間(40 分)の短縮に、1 km 100 億円、概算 2,000 億円の投資。
- *時間短縮とスピード感の達成は、逆のストローク現象により人的交流の流失となる。
- *用地取得で、市税(固)7 千万円(年)の減収。

「放送法」を「市税減収」の市議者は、誰か!

報道の「中立」優す

150万円の放映料

中海テレビ「未来をつなぐ道(21/7・8月)」の放映に、行政側(市)は税金150万円の放映料を支払っている。

この報道は、「米子」境港間高規格道路計画」のメリットを旨とし、世論の「計画」への誘導効果を図る意図が読み取れる。

放送法の倫理規定は、放送の「中立性」を保つため、「広告放送」はコマーシャルによって、広告放送であることを明らかにするとしている。

この報道に、「行政側の公金」が入っているという印象は薄く、報道の自主性に疑念を抱く。

一方、行政(市)は、市民に事業の周知を図る報道の活用は許されても、事業の確定に至っていない「国の要望事業」を、税金でテレビ番組を買収し宣伝する政治的行為は、税金の不当な支出であり、放送の「中立性」を侵す背信的行為である。

謹んで御礼を申し上げます。

6月の任期を待って、議員を引退します。35歳の初当選以来、十一期に及びご厚情を賜りました全ての皆さんに感謝いたします。